

一般社団法人 宮城県専修学校各種学校連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県専修学校各種学校連合会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市青葉区に置く。

2 当法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、専修学校及び各種学校がその社会的使命を十分に遂行しうるよう、専修学校及び各種学校間の協調と結束を図り、自主的にその公共性をたかめ、もって、専修学校、各種学校教育の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 専修学校、各種学校教育に関する調査、広報活動
- (2) 専修学校、各種学校の設置者、校長及び教職員の研修
- (3) 会員校学生生徒の知育の向上、徳育の充実、体育の増進を図るための事業
- (4) 専修学校、各種学校教育に関する功労者の表彰
- (5) 教職員及び在校生の福利厚生に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員 及 び 会 費 等

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

宮城県が認可した専修学校、各種学校を単位とし、その設置者、校長又はその学校より代表届けのある者で、当法人の目的に賛同し、入会した者

(2) 賛助会員

専修学校、各種学校教育の振興に寄与しうる学識経験者及び後援賛同者などで、当法人の目的に賛同し、入会した者

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会金)

第8条 会員として入会しようとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届書に理由を付して届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき。
- (3) 当法人の会員としての義務に著しく違反したとき。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する重大な行為があったとき。
- (5) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 所属する専修学校、各種学校から退職したとき、又は死亡したとき。ただし、変更届をして理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 所属する専修学校、各種学校が廃止になったとき。

(会員資格喪失等に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。また、会長以外の理事のうち3名以内を副会長とすることができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(職務)

第15条 会長は、当法人を代表し、その職務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した業務に関する職務を分担執行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、法令及びこの定款に規定する職務を行う。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 役員で当法人の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は役員として当然なすべき行為を怠ったときは、総会の決議によって解任することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合において準用する。

(報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、会員以外の役員には、謝金等を支給することができる。

(相談役)

第19条 当法人に、相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱するものとし、また、委嘱を取り消す場合も同様とする。

3 相談役は、会長の諮問に応じ必要な助言等を行う。

4 相談役任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

ができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第20条 当法人に理事会を置く。

(種類)

第21条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第22条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(開催)

第24条 通常理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決することによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第29条 理事会の議決については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事全員がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第30条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 総 会

(種 類)

第31条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第32条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第33条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事会において総会に付議した事項
- (2) 会費及び入会金の金額
- (3) 会員の除名
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (6) 定款の変更

- (7) 解散
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人法上に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第34条 定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第36条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権行使)

第38条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。
- 3 前2項の議決権を行使した場合、その正会員は、総会の出席者の数及び議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第39条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においては、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第40条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した正会員2名以上がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(総会規則)

第41条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第7章 委員会

(設置等)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会の決議により選任し、会長がこれを委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の決議により会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 資産および会計

(基本財産)

第44条 当法人の基本財産は、総会において別に定める。

2 前項の基本財産は、当法人の目的を達成するため会長が善良な管理をし、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 当法人の事業計画並びに収支予算書は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認が得られない場合には、その事業年度開始の日から3月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつて、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、財務に係る計算書類等)

第47条 会長は毎年度、当法人の事業報告及び財務に係る計算書類を作成し、監事の監査を経て、理事会及び総会の承認を得なければならない。

2 当法人の決算に収入が支出を超える収支差額が生じた場合は、理事会及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越しするものとする。

(新たな義務負担等の承認及び報告)

第48条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を得なければならない。

2 当法人が資金の借入れをしようとするときも、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、前項と同様とする。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、総正会員の半数以上が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければ変更することができない。

(解散)

第50条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の半数以上が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければ解散することができない。

(残余財産の帰属等)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を得て、当法人と類似の目的を有する他の団体に贈与するものとする。

2 当法人は、余剰金の分配を行わない。

第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資

料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 雑 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第56条 この定款の定めのない事項は、すべて法人法その他の法令による。

附 則

(施行日)

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立時の役員)

3 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

理事（会 長） 菅 原 一 博

理事（副会長） 飯 岡 智

理事（副会長） 鈴 木 一 樹

理事（副会長） 滝 上 島 雄

理 事 持 丸 寛一郎

理 事 野 口 友 子

理 事	長 谷 裕
理 事	山 川 敏 彦
理 事	加 藤 雄 一
理 事	宇 壽 山 育
理 事	野 田 幹 雄
理 事	吉 澤 秀 晃
監 事	佐 藤 宏 郎
監 事	菅 原 彰